平成２７年（フ）第３９号
京都府八幡市男山香呂３番地－Ａ52―505
債務者　高岡　　太
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
京都府八幡市男山石城２番地－Ｂ31―201、前住所京都府八幡市八幡月夜田13番地の12
債務者　浅井　直人
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
京都府宇治市神明宮北29番地の３　メゾン桂木203号
債務者　角田亜由美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地１　メゾン青風309号
債務者　磯村　輝美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２８号
京都市左京区田中西春菜町15番地８　キャッスル喜和107
債務者　金山　健吉
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
京都市中京区押小路通高倉西入左京町138番地１　パインオーククリビア２Ｆ２Ｅ
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
京都市伏見区横大路一本木20番地10
債務者　朝日恵津子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
京都府宇治市小倉町西山11番地の66
債務者　江口美代子（旧姓廣島）
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番２―406号
債務者　大野　芳男
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町19番16―102号
債務者　濱﨑　藤江
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２２号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番３―503号
債務者　永田久美子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２７号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目12番15号、前住所兵庫県川西市東畦野山手１丁目14番39号
債務者　田中　洋子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５０号
兵庫県尼崎市名神町２丁目10番28号
債務者　山口　武彦
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１号
奈良県橿原市石川町431番地の10
債務者　山尾　純子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
鳥取県鳥取市雲山475番地　とっとり福祉マンション405号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市御弓町15番地の２
債務者　入川　義治
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
鳥取県境港市中野町434番地１、前住所島根県松江市八束町遅江1104番地１
債務者　門脇　知美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３５号
愛媛県松山市余戸中４丁目４番26号
債務者　長戸しのぶ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部